

■ 設計変更業務における体制強化

設計変更業務について

堺市上下水道局建設工事等設計変更審査会の概要

目的

上下水道局における建設工事等に係る設計変更事務の適正な執行を確保するために置くもの

主な所掌事務

局の発注する建設工事（工事に関連する設計及び測量等の委託業務を含む。）（随意契約によるものを除く。）に係る設計変更理由の妥当性に係る審査に関すること。

【見直しのポイント】 設計変更業務に係る体制等の強化

① 事前確認

変更を要する事案が発生した段階で、審査会事務局において、当該事案に係る全ての案件を対象に変更案について事前確認を行う。

② 対象案件の見直し

原則全ての案件を審査会における審査対象に拡大した上で、厳格な審査を実施する。

- ・工期の 50% 又は 6 カ月（180 日）を超える案件
 - ・原設計金額の 20% を超える案件
- （ただし、インフスライド、単品スライド等は除く。）



原則全ての案件を対象に、事前に審議案件、報告案件を区分け（ただし、少額随意契約を除く。）

③ 設計変更審査会の委員再編

設計審査に対する局全体での管理・審査を行うため、会長を局次長に変更し、及び各部長を各部局の事業の統括責任者とするため委員として配置し、審査体制を強化する。

④ 部内審査の実施

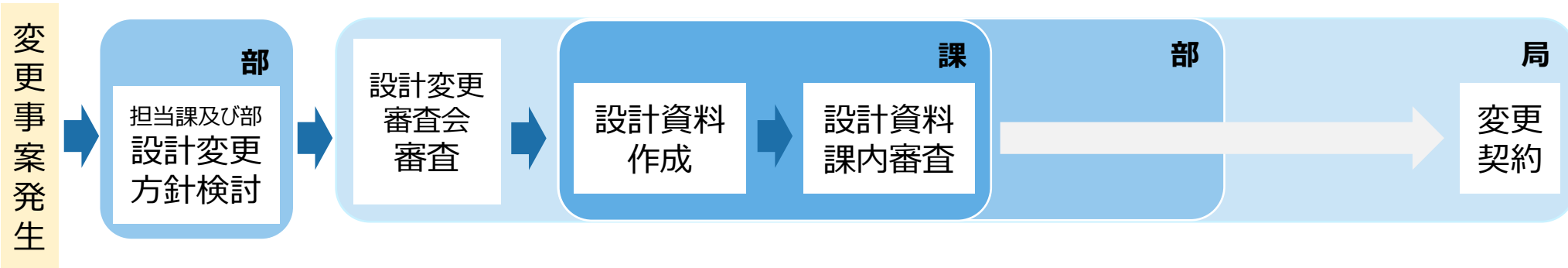
設計業務担当課のほか、所管部内でも設計変更審査の体制を整備し、担当部内でのチェックを強化する。

⑤ 事後確認の実施

審査会で承認された事項が適切に設計変更反映されているかを改めて所管部内及び審査会事務局において確認する。

設計変更に関する審査フロー

見直し前



見直し後

